

公益財団法人日本セーリング連盟 利益相反規程

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）はセーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的としている。

連盟は、日本国内及び海外において、上記の目的を達成するため、（1）セーリングスポーツの普及、指導、競技会等の開催、諸規則の管理、資格認定等に関する事業、（2）セーリングスポーツに係る艇体、装備、施設等の管理、調査、指導、情報提供に関する事業、（3）セーリングスポーツの競技力向上、及び国際競技会等への派遣等に関する事業、（4）その他本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うものとしている。

連盟は、上記の事業を遂行するためには、役・職員等（倫理規程第2条に定義する「役・職員」に加え、この規程によって定義される者をいう。）のみならず、連盟の活動に関与する者（以下、役・職員とあわせて「連盟関係者」と総称する。）の力を結集する必要がある。しかしながら、このような活動においては、連盟関係者について、いわゆる利益相反が生じうる。利益相反が生じることにより、連盟の意思決定が不当に歪められるおそれがある。

したがって、連盟関係者は、上記の事業を推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを充分に認識し、適切に対応することが求められる。すなわち、利益相反が生じることを防ぐことや、連盟関係者の利益相反行為を一律に禁止することよりも、連盟の意思決定の場面において、利益相反が生じていることを連盟関係者が適時に宣言し、ときに意思決定に参加することを控えるなどの適切な対応をすることにより、連盟の意思決定の透明性と妥当性を確保することが重要である。

この規程の目的は、利益相反に関する基本的な考え方並びに利益相反の防止及び管理に関する事項を策定することにより、連盟関係者が利益相反の特徴を明確に理解した上で、連盟の事業を公正かつ積極的に推進できる環境を整備することにある。

第1条（利益相反の定義）

この規程における用語を、以下のとおり定義する。

(1) 利益の衝突（狭義の利益相反）

連盟関係者が連盟の事業に伴って得る利益と、連盟における責任が衝突・相反している状況をいう。例えば、連盟関係者が自己または第三者（連盟関係者の親族その他特殊の関係がある者、連盟関係者もしくは親族その他特殊の関係がある者が役員、従業員、コンサルタント、顧問、アドバイザー、もしくは株主となっている会社、企業、もしくは団体、またはこれらに準ずるもの）のために連盟の事業の部類に属する取引をしようとすることや、連盟関係者が自己または第三者のために連盟と取引をしようとしているが、これに限らず、連盟関係者の利益と連盟の利益が相反する行為全般をいう。なお、ここでいう利益とはいわゆる経済的行為にとどまらない。具体的には理事が日本代表の選考基準に達していない自分の子を自らの影響力行使して、日本代表に選考させるような行為を含む。

(2) 責務の衝突（責務相反）

連盟関係者が他の団体に対して義務を負っており（従業員、役員、株主など）、それが連盟の最善の利益のために行動するという義務と衝突する、または衝突する可能性がある状態をいう。

(3) 広義の利益相反

狭義の利益相反と責務相反を合わせたものをいう。この規程において、特に定めのない限り、利益相反とは広義の利益相反をいう。

(4) 利益相反行為

利益相反が生じているにもかかわらず、適切な対応を怠り、個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる行為をいう。

第2条（利益相反管理体制）

1 連盟は、連盟関係者の利益相反行為の防止と、利益相反行為の解決に対応するため、利益相反管理体制を構築する。

- 2 連盟は、利益相反管理委員会を設け、利益相反に関する重要事項を審議・審査する。
- 3 利益相反管理委員会は、利益相反問題を未然に防ぐために、利益相反に関する連盟関係者からの相談に応じる。
- 4 専務理事は、連盟関係者が利益相反の問題を起こさないように指導する。
- 5 利益相反の管理にあたっては、顧問弁護士をはじめとする連盟外の有識者や各分野の専門家の協力を仰ぐ。

第3条（利益相反の自己申告）

- 1 この規程において対象としている役・職員等とは、以下の者を指す。
 - (1) 評議員
 - (2) 理事、監事
 - (3) 名誉会長、参与、顧問
 - (4) 専門委員会及びその小委員会の委員長、副委員長、委員
 - (5) 職員、スタッフ
 - (6) 公認コーチ
 - (7) その他利益相反管理委員会が対象者と判断した者
- 2 役・職員等は利益相反管理委員会が定める調査票書式に従って、利益相反状況の判断に必要となる下記の事項に関する情報を、役・職員等の就任時を原則とし、その後は1年に1回以上の頻度で定期的に申告しなければならない。
 - (1) 企業・団体・クラブ等（ただしセーリングスポーツに関するものに限る。）における役員、従業員、コンサルタント、顧問、アドバイザーまたは株主となっていること
 - (2) 自己または第三者（親族その他特殊の関係がある者、または自己が役員、従業員、コンサルタント、顧問、アドバイザーまたは株主となっている企業・団体・クラブ等）が連盟から報酬、委託費等の経済的利益または便益を継続的に受領するなど、取引関係があること（利益相反管理委員会が定める基準に従い、その取引に係る経済的価値または便益が一定額を超えるものに限る。）
 - (3) 競技者の育成または選抜への関与があること（ただし企業・団体・クラブ

等に所属するコーチであって、競技者が同一の企業・団体・クラブ等に所属する場合には、上記(1)の申告で足りる。)

- 3 役・職員等は、利益相反の状況に変化があった場合、可能な限り速やかに申告内容を更新しなければならない。

第4条（利益相反行為の防止）

- 1 連盟関係者は、可能な限り利益相反行為を防止しなければならず、利益相反または潜在的な利益相反が存在する場合、それを宣言しなければならない。
- 2 連盟関係者は、理事会や委員会等の会議の出席に際し、その会議で提案されている議案に関して、利益相反または潜在的な利益相反が存在する場合、会議の議長に申告しなければならない。これは、電子メール等のインターネットを利用した議論や議決にも適用される。
- 3 連盟関係者は、前項の場合において、議長の助言または指示に従い、次の各号を含む適切な対応をとらなければならない。
 - (1) 利益相反関係を議事録に残した上で通常の方法で参加し続ける
 - (2) 議事に参加せず、いかなる投票も棄権する
 - (3) 影響を受ける手続の全部または一部を辞退する

第5条（利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申立て）

- 1 利益相反管理委員会は役・職員等からの開示情報に基づき、利益相反状況を審査する。
- 2 問題の発生が懸念される時は、当該役・職員等への事情聴取を行い、改善を要する場合は、その旨勧告する。
- 3 ここでの審査に不服がある場合は、再度、利益相反管理委員会に審議を求めることができる。利益相反管理委員会は再度審議を行い、常任委員会が決定し、この決定に従わせる。

第6条（公表）

- 1 連盟は、第3条第2項による役・職員の申告内容を必要な範囲で公表する。

- 2 連盟は、前項の公表による場合を除き、役・職員等のプライバシーに関する情報開示を行わない。

第7条（情報公開）

- 1 利益相反管理委員会は、利益相反の管理状況について内外に開示する。
- 2 連盟は、利益相反防止への取り組み状況を外部へ公表するとともに、運用状況について定期的に開示する。
- 3 連盟は、この規程の運用状況を定期的に開示する。

第8条（啓発）

- 1 連盟は、利益相反問題に関する意識向上のため、役・職員等に対し専門家による研修を実施する。
- 2 連盟は、連盟関係者がより高いモチベーションで連盟の事業を実施することが可能となるよう、利益相反規程を連盟の内外に明示し、連盟関係者を啓発する。

附則

- 1 この規程は、第2条及び第8条について2022年2月26日から施行し、その余について別途理事会決議により定める日から施行する。
- 2 連盟は、この規程の施行後の運用状況等をふまえ、適宜見直す。
- 3 2022年6月18日改正
- 4 2022年9月3日改正